



Tax alert

2008年12月15日

法人所得税(CIT)と付加価値税(VAT)に関する新しいDecree

政府は2008年12月8日と11日にDecree 123/2008/ND-CPとDecree 124/2008/ND-CPを発行し、VAT法と法人所得税法の2009年1月1日以降の施行ガイドラインをそれぞれ決めました。

VATと法人所得税に関するこれまでの税務速報でも指摘した通り、それぞれの法律とDecreeは大幅に変更されています。そのため、法令順守と税務プランニングの両面からそれらの変更点を吟味する必要があります。なお、弊社は今後発行するTax alertの中でその詳細を取り上げるつもりです。

外国契約者源泉税に関するCircular草案

税務局は現在、外国契約者源泉税 (FCWT) に関するCircularの草案を準備中です。

しかし、このCircular草案の規定は、ベトナム国内に恒久的施設を有する外国契約者への課税方法を明確にしています (外国契約者源泉税に関する規則の規定、または法人所得税法やVAT法の規定等に基づく課税方法) 。ただ、外国契約者源泉税を納付する際のハイブリッド方式は廃止されています。また、一部の追加的な事業活動や税率が盛り込まれており、例えば、証券投資収入には0.1%の法人所得税が課税され、航空機、航空機エンジン、および船舶リース・再保険から得た収益には2%の法人所得税が課税されます。一方、Circular草案では運送業や国際物流に関して、航空会社や海運会社に支払われる国際輸送費は課税収益に含まれないと明記しています。

Circular草案はまだ策定の初期段階にありますが、税務プランニングの観点から規制動向を洗い直す必要があります。また、予期される法律の改正からもたらされる将来的な課税リスクや事業費用を最小化することも必要です。

個人所得税に関する新しいCircular

財務省は2008年9月30日付けCircular 84/2008/TT-BTCを発行し、個人所得税に関するLaw 04/2007/QH12と2008年9月8日付けDecree 100/2008/ND-CPの施行ガイダンス細則を規定しました。

Circular 84の詳細と、個人所得税に関する新しいルールが雇用主や従業員に及ぼす影響の予備分析については、別途個人所得税に関するTax alert(2008年11月17日発行)を参照ください。



二重課税防止協定の恩典申請手続きに関する追加的なガイダンス

税務局は2008年9月25日にOfficial Letter 3598/TCT-HTQTを発行し、Circular 60/2007/TT-BTCで網羅していない一定の分野における、二重課税防止協定の恩典申請手続きに関する納税者向けの追加的なガイダンスを規定しました。とりわけ、Official Letter 3598では、ベトナム国内の最終的な税務を確定するときの外国税額控除の請求にあたっては、海外の居住者である個人・団体からの資本移転より得た所得の税金免除と税金還付、海外の居住者事業体を対象としたベトナム国内における税金納付の認定、およびベトナム国内の居住者資格の認定につき、Circular 133/2004/TT-BTCの規定が適用されることを確認しています。

投資インセンティブの諸条件の決定

税務局の2008年8月11日付けOfficial Letter 3022/TCT-CSによると、投資インセンティブ（法人所得税の免除と減免）を申請するための諸条件の決定は、原則として、投資許可証や投資登録証書と照合した事業体の実際の活動内容に依存します。事業体が投資許可証や投資登録証書に記載された諸条件を満たさない場合、投資インセンティブは実際の活動内容や現行税規則に基づいて決定されます。

優遇輸入関税一覧に記載された一部物品群に適用される輸入関税率の改定

財務省は2008年8月5日にDecision 67/2008/QD-BTCを発行し、2007年12月20日付けDecision 106/2007/QD-BTCとともに発行された優遇輸出入関税一覧に記載されたHSコード04.04（乳清）、12.01（大豆）、29.22（アミノ化合物）に属する、一部物品群に適用される優遇輸入関税率を改定しました。

このDecisionによると、こうした物品に適用される優遇輸入関税率は2%引き下げられました。

なお、このDecisionは官報に記載された日付の15日後より発効しました。

非合金鋼と鉄鋼品目に適用される輸出関税率の改定

財務省の2008年8月1日付けDecision 64/2008/QD-BTCによると、HSコード7204.50.00.00、7206、および7207に属する非合金鋼と鉄鋼品目に適用される輸出関税率は10%から20%に引き上げられました。

新しい関税率は、2008年8月10日以降に税関当局に対して登録した税関申告フォームに適用されます。

なお、このDecisionは官報に記載された日付の15日後より発効しました。

輸入関税の納付期限の決定に用いる消費財一覧

工業貿易省は2008年8月11日にDecision 27/2008/QD-BCTを発行し、2007年7月28日付けDecision 07/2007/QD-BTMに基づく輸入関税の納付期限の決定に用いる消費財一覧への追加項目（HSコード8443、8471、8528に属するコピー機、ファックス機、インキ、ノートパソコン）を公表しました。

このDecisionは官報に記載された日付の15日後より発効し、Decision 07/2007/QD-BTMの不可分の一部を構成します。



輸入車に適用される輸入関税の計算時期

財務省は2008年8月14日にOfficial Letter 9533/BTC-CSTを発行し、輸入車に適用される輸入関税の計算時期に関するガイドラインを規定しました。輸入関税は基本的に、税関申告登録日に発効している輸入関税に関する現行規則に基づいて計算されます。

金融リース会社の設立と運営に関するDecreeの修正

- ▶ 政府は2008年8月25日にDecree 95/2008/ND-CPを発行し、金融リース会社の設立と運営に関する2001年5月2日付けDecree 16/2001/ND-CPの一部条項を修正しました。
- ▶ このDecreeは官報に記載された日付の15日後より発効しました。

オフショア持ち株会社の譲渡にベトナムの税金を課税する新しいOfficial Letter

- ▶ 税務局がこのほど納税者向けに発行したOfficial Letter (No 3306/TCT-CS) によると、ベトナム国内で営業する企業を傘下に有するオフショア法人 (英領ヴァージン諸島法人) を、明らかに利害関係人でない買手に譲渡した場合、ベトナム国内の資本移転に対して法人所得税が課税されます。
- ▶ 税務局がこうした結論を下した背景には、オフショア持ち株会社の譲渡とともに内国企業の名称が変更されていたという事実が大きな要素となった模様です。しかし、その法的根拠は明白ではありません。
- ▶ 今回の判断は詳細に欠け、法的根拠も不明瞭ですが、これが広範に適用された場合、条約を結んでいない法域からの対越投資にオフショア持ち株会社を利用してきた企業にとっては懸念の種となります。

お問い合わせ先

ナム・グエン Nam.Nguyen@vn.ey.com	パートナー
トム・マッククレランド Tom.McClelland@vn.ey.com	パートナー
カルロ・ナバロ Carlo.Navarro@vn.ey.com	ディレクター
タイン・チュン・グエン Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ニャン・フイン Nhan.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
サラ・ジャップ Sarah.Jubb@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ジェフ・シー Jeff.Sea@vn.ey.com	シニア・マネージャー

日系企業担当：

浅利昌克
Masakatsu.Asari@vn.ey.com

錦城和栄
Kazue.Kinjo@vn.ey.com

ハウ スアン ミー カオ
Hau.My.Cao@vn.ey.com

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシユアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している13万5,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供しておりません。

アーンスト・アンド・ヤング			
		www.ey.com	
ホーチミン事務所 Saigon Riverside Office Center 8th Floor, 2A-4A Ton Duc Thang District 1, Ho Chi Minh City Tel: 84 8 3824 5252 Fax: 84 8 3824 5250 Email: eyhcmc@vn.ey.com www.ey.com	ハノイ事務所 Daeha Business Center 15th Floor, 360 Kim Ma Ba Dinh District, Hanoi Tel: 84 4 3831 5100 Fax: 84 4 3831 5090 Email: eyhanoi@vn.ey.com	ビエンチャン事務所 ANZ Vientiane Commercial 3rd Floor, 33 Lane Xang Avenue Vientiane Capital Lao PDR Tel: 856 21 222 715 Fax: 856 21 222 735 Email: eylao@laotel.com	プノンペン事務所 SSN Center 3rd Floor, Unit 1, 66 Preah Norodom Blvd (41) Sangkat Chey Chumneas Khan Daun Penh Phnom Penh Kingdom of Cambodia Email: eykoc@vn.ey.com
© 2008 Ernst & Young Vietnam Limited All Rights Reserved			